

福岡県公報

平成二十二年五月十九日
第三千百一十一号
増刊 ①

目次

告 示 (第八百三十六号)

福岡県情報公開条例第三十七条第一項の規定により知事が定める出資法人(平成十三年七月福岡県告示第七百二十号)の一部改正

(県民情報広報課) …………… 一

告 示

福岡県告示第八百三十六号

福岡県情報公開条例第三十七条第一項の規定により知事が定める出資法人(平成十三年七月福岡県告示第七百二十号)の一部を次のように改正する。

平成二十二年五月十九日

福岡県知事 麻 生 渡

「財団法人福岡県下水道公社」を

「財団法人福岡県下水道公社
公益財団法人水素エネルギー製品研究試験センタ

」に改める。